

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績

(平成16年度)

区 分	研修実施機関	研 修 区 分		内 容	修了者数
知事部局	秋田県自治研修所	指定研修	管理監督者課程	監督者研修、新規採用職員指導者研修、人事評価者研修等	1,633人
			共通課程	新規採用職員研修、女性管理者養成研修等	135人
		応募研修		社会調査技法、図解表現技術、プレゼンテーション技術等	380人
		計2,148人			
警察本部	秋田県警察学校	指定研修	採用時教養	初任科、初任総合科、一般職員初任科	147人
			昇任時教養	各級任用科	19人
		専門研修		専科、部門別任用科等	354人
		計520人			
教育委員会	秋田県総合教育センター	経験年次別		初任者研修、教職5年経験者研修、教職10年経験者研修	582人
		職務別新任者		新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等	758人
		事務職員		学校事務職員研修、新規任用事務職員研修	106人
		計1,446人			

(2) 勤務成績の評定の概要

(平成16年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
知事部局	<p>職員人事評価制度 対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員（県立大学の教員等及び研究員評価対象者を除く。） 評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。 評価期間：平成16年9月1日～平成17年3月31日 評価方法：業績、能力及び態度・姿勢について役職段階別に評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p> <p>研究員評価制度 対 象：試験研究機関に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員 評 価 者：各部門の長を1次評価者、所属長を2次評価者とする。 評価期間：平成16年11月1日～平成17年10月31日 評価方法：一般的事項及び試験研究に関する事項について評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p>
警察本部	<p>「秋田県警察勤務評定規程」による。 対 象：警部以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員 評価期間：平成16年1月1日～同年12月31日 評価方法：5つの役職段階に区分し、業務・実務遂行能力、取組姿勢及び実績の3領域で7段階の評価を行う。</p>
教育委員会	<p>「秋田県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」による。 対 象：臨時職員を除く教職員 評価時点：平成16年9月1日時点で実施 評価方法：職務遂行の状況を評定要素ごとに5段階評価するとともに、総合評価も行う。</p>

6 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関する事及び退職年金に関する事については、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施しており、県は、各互助会に対し事業費の一部を助成している。

「厚生に関する計画」に基づき実施される福利厚生事業に要する県の予算は、次の表のとおりである。

イ 職員厚生費の状況

(平成16年度)

区 分	分 類	主 な 事 業	事業費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	82,421千円
	福利厚生及び文化活動	職員コミュニケーション誌、ライフプラン推進事業等	8,164千円
	メンタルヘルス総合対策事業	ストレスチェック、メンタルタフネス講習会等	2,623千円
	職員互助会への助成	リフレッシュ助成金、死亡弔慰金等	33,598千円
	職員寮運営	独身寮の管理運営等	14,932千円
	職員住宅建築費償還金	職員住宅（27棟536戸分）	1,032,522千円
	その他	職員駐車場整備事業資金貸付金等	6,244千円
計			1,180,504千円
警 察 本 部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	32,756千円
	福利厚生	ライフサイクルプラン研修会、殉職警察職員慰霊祭	2,136千円
	メンタルヘルス総合対策事業	メンタルヘルス研修会、ストレス相談等	435千円
	警察職員互助会への助成	リフレッシュ助成金、死亡弔慰金等	14,997千円
計			50,324千円
教育委員会	職員の健康管理	教育庁職員定期健康診断等	7,696千円
	メンタルヘルス総合対策事業	ストレスチェック、ストレス相談事業	2,751千円
	教育関係職員互助会への助成	リフレッシュ助成金、死亡弔慰金等	71,740千円
	生涯生活設計支援事業	ライフプラン講座等	978千円
	福利管理費	臨時職員賃金、広報紙作成等	3,309千円
計			86,474千円

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員等の非常勤職員については地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ 地方公務員災害補償基金による補償実績

(平成16年度)

療養補償		障害補償		遺族補償		そ の 他		福祉事業	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
140件	19,846千円	6件	18,764千円	13件	31,302千円	5件	3,213千円	36件	55,684千円

※ 県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

第 2 人事委員会の報告事項

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

前年度の報告及び勧告の概要

平成16年10月4日、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 寒冷地手当の改正について

ア 支給地域を除く寒冷地手当の取扱いについて

人事院勧告の内容が、民間準拠の原則に沿ったものであること、暖房費の支出実態に即した月額支給制に改めるものであること、また、寒冷地手当の取扱いについては、全国統一的な制度運営の下に行われているものであることなどの理由から、人事院勧告と同様の措置を講ずべきものであると判断した。

イ 県内における支給地域の考え方について

県内における支給地域の取扱いに関しては、県内の実情・実態に即して判断することが最も適切であり、そうした観点から検討を行った結果、これまでと同様、県内全域を支給対象とすべきものと判断する。その具体的理由は次のとおりである。

- (ア) 人事院が支給対象から除外すべきとした8市町については、確かに他の市町村と比較して温暖な気象条件下にあるものの、暖房費の負担については特に大きな相違が見られないというのが素直な生活実感であり、また、暖房費の支出額及び家計に及ぼす負担の程度から判断することが、より寒冷地手当の本旨に適合するものであることから、他の地域と同等の取扱いをすることが適切と判断されること。
- (イ) 十分に納得できる合理的理由が明らかでないまま、一部の職員に支給しないとすることは、職員間に不公平感を生じさせる要因ともなりかねないこと。

ウ 実施時期等

実施時期については、改定すべき事情が既に発生していることから、本年度の支給から実施すべきものと考ええる。なお、影響の大きさに鑑み、所要の激変緩和措置を講ずる必要があるものと判断される。

(2) 寒冷地手当を除くその他の給与について

以下の基本認識に基づき、総合的に勘案した結果、人事院の判断と同様、寒冷地手当を除くその他の給与については、改定の必要がないものと判断した。

- ア 地方公務員の給与については、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件（国及び他の地方公共団体との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保、生計費に対する配慮）を勘案して決定する必要があること。
- イ 国及び他の地方公共団体との均衡の確保に関しては、これまで本県を含む全国ほとんど全ての地方公共団体が、国と同一の給料表を採用することによって対応してきていること。
- ウ 民間給与水準との整合性の確保に関しては、民間給与実態調査結果に基づき改定された国の給料表を採用することで充足されているものであること。
- エ 生計費に対する配慮に関しては、現時点において特に問題とすべき状況にはないこと。

(3) 勤務条件等の改善すべき事項について

職員の総労働時間の短縮や健康対策、職員の能力向上など全般にわたる改善の取組みがなされている状況にあ

ることから、本委員会においては、その動向を見守るとともに、併せて、独自に勤務環境などの改善に向けた新たな創意工夫についての研究を進めていくこととしている。

(4) 勧告の内容

ア 寒冷地手当の改正

一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正を行い、人事院勧告に準じた所要の措置を講ずること。

ただし、支給地域については、これまでと同様、県内全域を対象とすること。

イ 実施時期

アの措置は、平成16年度に支給される手当から実施すること。

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

区 分	採用 予定 人員 (A)	申込者数		第1次試験						第2次試験					最終倍率	辞退者数		
				受験者数		合格者数		受験率	倍率	受験者数		合格者数		受験率				
		(B)	内 女子	(C)	内 女子	(D)	内 女子			C/B	C/D	(E)	内 女子		(F)	内 女子	E/D	C/F
大 学 卒 業 程 度	行 政	9	730	252	590	204	36	13	80.8%	16.4	33	12	9	5	91.7%	65.6	0	0
	心 理 判 定	1	29	24	27	22	4	3	93.1%	6.8	4	3	1	1	100.0%	27.0	0	0
	保 健 師 (精 神)	1	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	化 学	2	56	17	45	13	6	0	80.4%	7.5	5	0	2	0	83.3%	22.5	0	0
	農 学 (一 般)	1	36	22	28	18	4	3	77.8%	7.0	4	3	1	1	100.0%	28.0	0	0
	林 学	1	15	7	10	4	4	2	66.7%	2.5	4	2	1	0	100.0%	10.0	0	0
	資 源 工 学	1	6	0	5	0	4	0	83.3%	1.3	3	0	1	0	75.0%	5.0	0	0
	総 合 土 木	3	74	7	63	6	13	1	85.1%	4.8	13	1	3	1	100.0%	21.0	1	1
	建 築	1	17	5	12	5	4	1	70.6%	3.0	4	1	1	0	100.0%	12.0	0	0
	機 械	1	22	1	17	0	4	0	77.3%	4.3	3	0	1	0	75.0%	17.0	0	0
	小 計(10)	21	985	335	797	272	79	23	80.9%	10.1	73	22	20	8	92.4%	39.9	1	1
	行 政 (職 経)	5	135	17	109	14	17	1	80.7%	6.4	15	1	5	0	88.2%	21.8	0	0
	計	26	1,120	352	906	286	96	24	80.9%	9.4	88	23	25	8	91.7%	36.2	1	1
短 大 卒 業 程 度	一 般 事 務	1	57	37	38	24	4	2	66.7%	9.5	4	2	1	1	100.0%	38.0	0	0
	看 護 師	9	75	59	61	47	30	24	81.3%	2.0	26	21	12	10	86.7%	5.1	2	2
	臨 床 検 査 技 師	1	23	21	21	19	4	4	91.3%	5.3	4	4	1	1	100.0%	21.0	0	0
	保 健 師	1	25	23	21	20	4	3	84.0%	5.3	4	3	1	1	100.0%	21.0	0	0
	診 療 放 射 線 技 師	2	24	5	22	5	6	2	91.7%	3.7	5	2	2	2	83.3%	11.0	0	0
	農 業	1	10	3	6	3	4	3	60.0%	1.5	3	3	1	1	75.0%	6.0	0	0
	学 校 栄 養 士	2	69	69	60	60	6	6	87.0%	10.0	6	6	2	2	100.0%	30.0	0	0
	計 (7)	17	283	217	229	178	58	44	80.9%	3.9	52	41	20	18	89.7%	11.5	2	2
高 校 卒 業 程 度	一 般 事 務	5	220	91	200	83	20	10	90.9%	10.0	20	10	5	4	100.0%	40.0	1	0
	総 合 土 木	1	17	0	16	0	4	0	94.1%	4.0	4	0	1	0	100.0%	16.0	0	0
	警 察 事 務	7	153	83	136	76	36	22	88.9%	3.8	35	22	10	7	97.2%	13.6	1	1
	小 計(3)	13	390	174	352	159	60	32	90.3%	5.9	59	32	16	11	98.3%	22.0	2	1
	一 般 事 務 (身 障)	5	23	7	22	7	13	4	95.7%	1.7	13	4	5	1	100.0%	4.4	0	0
	計	18	413	181	374	166	73	36	90.6%	5.1	72	36	21	12	98.6%	17.8	2	1
	計(22)種類	61	1,816	750	1,509	630	227	104	83.1%	6.6	212	100	66	38	93.4%	22.9	5	4
	警 察 官 A I	26	190	—	166	—	68	—	87.4%	2.4	66	—	29	—	97.1%	5.7	1	0
	女 性 警 察 官 A I	3	40	40	34	34	15	15	85.0%	2.3	15	15	4	4	100.0%	8.5	0	0
	警 察 官 A II	34	258	—	223	—	94	—	86.4%	2.4	87	—	43	—	92.6%	5.2	5	0
	女 性 警 察 官 A II	3	71	71	53	53	21	21	74.6%	2.5	18	18	4	4	85.7%	13.3	0	0
	警 察 官 B	17	273	—	233	—	62	—	85.3%	3.8	56	—	28	—	90.3%	8.3	1	0
	女 性 警 察 官 B	3	95	95	86	86	21	21	90.5%	4.1	20	20	5	5	95.2%	17.2	1	1
	計	86	927	206	795	173	281	57	85.8%	2.8	262	53	113	13	93.2%	7.0	8	1
	総計(28)種類	147	2,743	956	2,304	803	508	161	84.0%	4.5	474	153	179	51	93.3%	12.9	13	5

(2) 選考採用 (適用根拠別状況)

根拠規定		区 分	任 命 権 者 別			計	
			知 事	教育委員会	警察本部		
人事委員会規則 4 - 5 第26条第 1 項			19	0	20	39	
第 1 号 係長及び相当職以上の職		主 幹	1			1	
		小 計	1			1	
第 3 号 国、他の地方公共団体の在職者		次 長	1			1	
		上 席 主 幹	1			1	
		主 任	2		1	3	
		主 事	1			1	
		警 視			3	3	
		警 部			6	6	
		警 部 補			1	1	
		巡 査 部 長			2	2	
		巡 査			1	1	
		調 査 官			1	1	
		係 長			1	1	
		交 通 管 制 官			1	1	
		小 計		5		17	22
		第 7 号	資格・免許職	児童自立支援専門員	2		
精神保健福祉士	1					1	
医 師	7					7	
職業訓練指導員	3					3	
そ の 他	研 究 員				3	3	
	小 計		13		3	16	
地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律第 3 条			2	0	0	2	
特定任期付職員		企 業 専 門 監	1			1	
		小 計	1			1	
一般任期付職員		専 門 員	1			1	
		小 計	1			1	
合 計			21	0	20	41	

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

事 案 名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事 案 名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 任命権者に関するもの

事 案 名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
平成15年秋人委(不)第1号事件	教育庁職員	平成15年8月29日	転任処分取消請求		平成16年6月8日(取下げ)
平成16年秋人委(不)第2号事件	知事部局職員	平成16年11月22日	懲戒処分修正請求		

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事案名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
平成16年秋人委 (不)第1号事件	町 職 員	平成16年 5月21日	懲戒処分 取消請求	準備手続 3回 口頭審理 2回	

購読料金 発行 者 秋 田 県
 一月三千六百七十五円(税込)
 秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印 刷 所

秋田株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(082)8766000
 FAX(082)8766000
 E-mail:natsubara@natsubaranatsusu.co.jp
 松原印刷社

